

平成26年（ネ）第126号 大飯原発3, 4号機運転差止請求控訴事件

一審原告 松田正 外184名

一審被告 関西電力株式会社

証 拠 説 明 書

(甲579～580号証=第41準備書面関係)

平成29年11月17日

名古屋高等裁判所金沢支部民事部第1部C1係 御中

一審原告ら訴訟代理人弁護士 島 田 広

同 弁護士 笠 原 一 浩

ほか

*以下はすべて写しである。

号 証	標 目 (原本写しの別)	作 成 年月日	作 成 者	立 証 趣 旨	備 考
甲579	降下火砕物の影響評価に関する検討チーム第1回会合議事録	H29.3.29	原子力規制委員会	火山の専門性を有する国立研究開発法人産業技術総合研究所活断層・火山研究部門火山部門付総括研究主幹である山元孝広氏は、検討チームの第1回会合において、 $1 \text{ [g/m}^3\text{]}$ 程度の降灰濃度というのは「非常に頻度の高い現象で、いとも簡単に超えてしまうようなものが多々あるだろう」と思わざるを得ない」と述べていること等	
甲580	降下火砕物の影響評価に関する検討チーム第2回会合議事録	H29.5.15	同上	原規庁における火山に関する専門職と思われる安池由幸氏も、第2回会合において、 $\text{数 [g/m}^3\text{]}$ という、参考濃度の元となった濃度について、「やはりVEI5クラスの噴火が起こるだろうということは想定されて考えられる範囲で、かつ、そのときにはやっぱり数mmとか数cmぐらいの規模の降灰ではなくて、もう少しある程度大きな規模の降灰、降灰の量が増えてくる可能性があります」等と述べていること等	